



高齢の方

気になるページ見てみてや



高齢の方

介護保険について知りたい 次のページ

- 介護サービスを利用するには? P45
- どんなサービスが受けられる? P47
- 利用料はどのくらい? P48
自己負担が高額になった… P49

介護や認知症の支援を受け たい P.49

- 相談したいときは、地域包括支援センターへ P47
- ごみ出しのサポート「ふれあい収集」 P82

後期高齢者医療制度 P.77

病院・診療所 P.56

- 健診・相談・救急 P58
- 予防接種 P50

デマ^{のりあい}ンド乗合タクシー・生活交 通バス P.51

怪しい電話がかかってき た…これって詐欺!? P.88

その他

- いろいろな相談窓口が知りたい P99
- 耐震・リフォーム、公営住宅など住まいに関する
こと P89

〈 広告 〉

在宅介護を快適に

介護福祉機器・介護用品
医療機器販売・レンタル

有限
会社

ひまわり商会



西予市宇和町小野田373-4

TEL:0894-62-1998

FAX:0894-62-2575

西予市の市外局番は0894です

43

介護保険

問 長寿介護課

☎ 62-6406

介護保険制度は高齢になって介護が必要になっても、安心して暮らすための制度です。

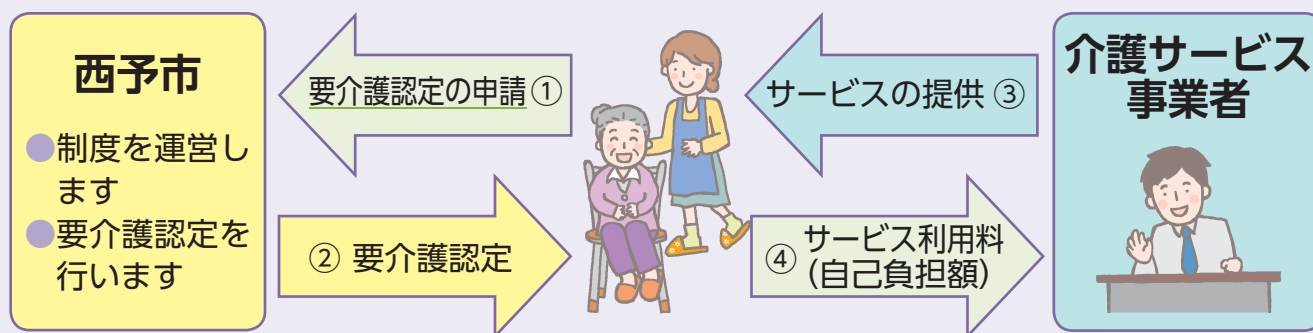
介護保険のしくみ

40歳以上の人が入会者(被保険者)となつて保険料を負担し、介護や支援が必要となつたときは、(介護や支援がどれくらい必要かを判断する)要介護認定を受けて、費用の一部を負担することで介護保険サービスが利用できます。



高齢の方
介護保険

介護保険のしくみ



詳しくは P46をご参照ください

要介護認定を受けた場合に、1割または2割負担で介護保険サービスを利用できます。
※今後一定以上所得者の利用者負担の見直しが予定されています

40歳以上の全ての人が入会者(被保険者)です

40歳～64歳(第2号被保険者)



保険料は、医療保険の保険料と一括で徴収します。

65歳以上(第1号被保険者)



保険料は、年金からの天引きなどで徴収します。
(年金額が年額18万円未満の人は納付書などで納めます)

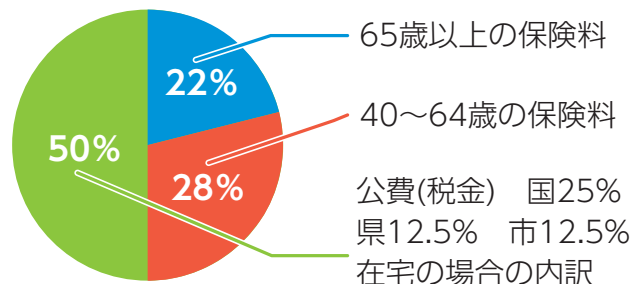
介護保険料

問 長寿介護課

☎ 62-6406

40歳～64歳の保険料

40～64歳(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の算定方式で決まります。40歳以上が納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。



65歳以上の保険料

年金が年額18万円以上の人▶

年金から天引きされます。(特別徴収)

保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きされます。

年金の支払月▶

4月

6月

8月

10月

12月

2月

年金から天引きされる場合でも、一時的に納付書で納めることがあります。

年度途中で保険料が増額になった

増額分を納付書で納めます。

- ・年度途中で65歳になった
- ・年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- ・年度途中で他の市区町村から転入した
- ・保険料が減額になった
- ・年金が一時差し止めになった など

原則、特別徴収の対象者として把握される月の約6カ月後から天引きされます。それまでは、納付書で納めます。

年金が年額18万円未満の人▶

納付書で各自納めます(普通徴収)

市から届く納付書を使い、取り扱い金融機関で納めます。

忙しかったり、なかなか外出ができなかったりする人は介護保険料の口座振替が便利

手続き▶

- ①介護保険料の納付書、通帳、印鑑(通帳届出印)を用意
 - ②取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に記入し、申し込み
- ※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からです
- ※口座残高の確認を。残高不足で引き落としできない場合があります

保険料を滞納すると

特別な事情がないのに保険料の滞納が続く場合、未納時期に応じて給付が一時差し止めになったり、本来1割または2割である利用者負担が3割になったりします。保険料は必ずお納めください。

1年間滞納

サービスを利用したとき、利用料の全額をいったん自己負担しなければなりません。(9割または8割相当分が後で払い戻されます)

1年6カ月間滞納

後から払い戻されるはずの給付費(9割または8割相当分)の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

2年以上滞納

未納期間に応じて、本来1割または2割である利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。

介護保険サービスを利用するには

問 長寿介護課

☎ 62-6406

介護保険のサービスを利用できる人

40歳～64歳(第2号被保険者)

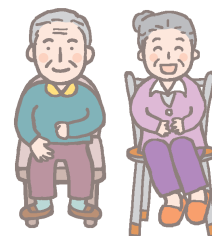
特定疾病(※)が原因で、介護が必要であると認定された場合にサービスを利用できます。

※特定疾病…

筋萎縮性側索硬化症、後縦靱帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、多系統萎縮症、初老期における認知症、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症、脳血管疾患、パーキンソン病関連疾患、閉塞性動脈硬化症、関節リウマチ、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症、がん末期

65歳以上(第1号被保険者)

介護や支援が必要と認定された場合にサービスを利用できます。



西予市の市外局番は0894です

45

サービス利用までの流れ

長寿介護課または地域包括支援センターへ希望するサービスなどをご相談ください。

相談する

認定の申請



長寿介護課または各支所生活福祉課で認定の申請を受け付けます。申請は、本人または家族の他、成年後見人、地域包括支援センター、ケアマネジャーなどの代行も可能です。

申請に必要なもの

- 要介護認定・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証(第2号被保険者の場合)
- 印鑑

申請書には主治医の氏名、医療機関名などを記入します。主治医がいない場合は窓口にご相談してください。

調査と審査



訪問調査

市の調査員がご自宅や病院へ訪問し心身の状態などを調査します。

主治医の意見書

市の依頼により主治医が意見書を作成します。

審査・判定

調査結果、主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で「要介護度」を判定します。

基本チェックリスト

要支援1・2に相当する機能低下が見られるかどうか判断します。

認定結果



要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

要支援2

要支援1

非該当

要介護度は7段階によって区分されます。要介護度により、サービスの種類・利用上限が変わります。

該当

非該当

・介護サービス
(介護給付)

居宅介護支援事業所に依頼

・介護予防サービス
(予防給付)
・介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センターに依頼

・介護予防事業
(地域支援事業)
・介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センターに相談

・一般介護
予防事業

長寿介護課に相談

高齢者の生活をサポート 地域包括支援センター

高齢者の生活をあらゆる面からサポートする総合相談機関です。保健師、看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が対応し、関係機関と連携しながら支援を行っています。

※相談は無料で、秘密は厳守します

主なサービス内容▶

- 高齢者の健康状態や介護に関する相談支援、自立を目指した介護予防のケアプラン作成
- 高齢者の人権や財産を守る権利擁護(成年後見制度、高齢者虐待防止)に関する相談や支援
- 認知症の人への相談支援、認知症サポーター養成講座の開催
- 高齢者の健康や介護予防についての話



介護のことで悩みがある。
相談に乗ってほしい。

【本所】野村町野村12-15

西予市社会福祉協議会本所(野村保健福祉センター)内

☎72-0022

●担当地域:野村町、城川町(市全体をカバー)

【支所】宇和町卯之町四丁目746

西予市社会福祉協議会宇和支所内

☎62-7730

●担当地域:明浜町、宇和町、三瓶町



認知症について知りたい。
認知症かもしれない、どうすればよい?



利用できるサービス



長寿介護課

☎ 62-6406

地域包括支援センター

☎72-0022

主な在宅サービス

サービスの種類	内容	介護サービス	介護予防サービス
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーなどが、家庭を訪問して、食事、入浴、排せつなどの身の周りの世話をを行います。	●	●
訪問看護	医師の指示の下、看護師などが家庭を訪問して、健康状態の観察および症状に応じた看護などを行います。	●	●
通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴などの介護や機能訓練などを受けます。	●	●
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護や日常生活上の世話、機能訓練などを受けます。	●	●
認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス)	認知症高齢者を対象に、デイサービスセンターなどで日常生活上の支援や機能訓練を行います。	●	●
小規模多機能型居宅介護	デイサービスのような通所サービスを中心に、必要に応じて自宅への訪問による介助や宿泊サービスを提供します。	●	●
住宅改修費の支給	手すりの取り付け、段差解消など小規模な住宅改修費の9割または8割を支給します。(上限あり)	●	●
福祉用具貸与	歩行器、車いす、介護用ベッドなどをレンタルします。(一部制限あり)	●	●
特定福祉用具購入費の支給	ポータブルトイレ、入浴用のいすなどの購入費の9割または8割を支給します。(上限あり)	●	●

利用料金などについては次のページをご覧ください

西予市の市外局番は0894です

47

入所系サービス

サービスの種類	内容	介護サービス	介護予防サービス
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	自宅で自立生活や介護を受けることが困難な人が入所し、食事、排せつなどの介護を受けて生活する施設です。	●	
介護老人保健施設	病状が安定している人で、病気やけがなどにより機能訓練などを必要とする人が入所する施設です。 (例) 脳卒中などで身体にまひなどが残っていて、在宅での生活に向けて機能訓練を行うためなど。	●	
特定施設入居者生活介護	介護保険サービス事業所として指定を受けている有料老人ホームなどで、支援や介護が必要な入居者に、介護や日常生活上の世話をを行います。	●	●
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	グループホームで少人数で生活しながら、日常生活上の支援を行います。	●	● (要支援2の人が利用できます)

介護予防・日常生活支援総合事業

なるべく介護を必要としない暮らしを送り、もし必要となっても悪化させないようにするための総合的な予防事業です。要介護認定が軽度または非該当の人でもサービスを利用できる他、介護予防のための活動を行いたい場合に支援を受けることもできます。

介護予防・日常生活支援総合事業		
事業名	介護予防・生活支援サービス事業	一般介護予防事業
内容	【訪問型サービス】 ホームヘルパーの訪問介護サービスに相当するもので、洗濯、掃除などを支援します。 【通所型サービス】 通所介護サービスに相当するもので、施設などでの日常生活の支援や、生活向上のための支援をします。	【介護予防普及啓発事業】 介護予防のための教室や講演会を開催します。 【地域介護予防活動支援事業】 ● サロンやサークルなどの立ち上げを支援します ● 活動を継続させ、内容を充実させるための支援をします
対象	● 要介護認定で要支援1または2の判定を受けた人 ● 基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人	● 65歳以上の全ての人 ● 65歳未満の介護予防の支援活動に関わる人
	問 地域包括支援センター ☎72-0022	問 長寿介護課 ☎62-6406

介護保険サービスの利用料は

問 長寿介護課

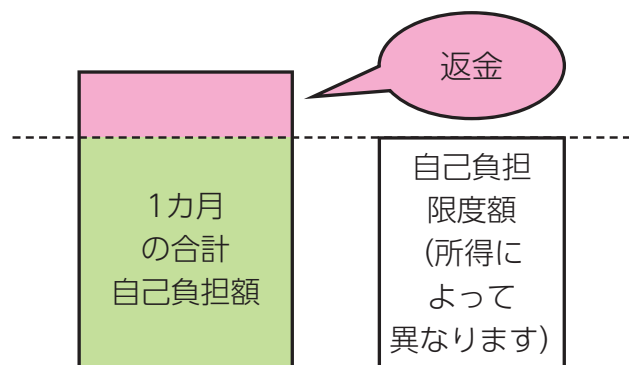
☎ 62-6406

- 在宅サービスを利用したときの自己負担額は、原則かかったサービス利用料の1割または2割です。
ただし、要介護度によって利用限度額が決まっています。(右の表を参照してください)
- 施設サービスを利用する場合は、自己負担金+食費+居住費+日常生活費などの負担が必要です。利用者の所得に応じて軽減制度がありますので、ご相談ください。

要介護度	利用限度額
要介護5	約36万650円
要介護4	約30万8,060円
要介護3	約26万9,310円
要介護2	約19万6,160円
要介護1	約16万6,920円
要支援2	約10万4,730円
要支援1	約5万30円

介護保険の自己負担額が限度額を超え るとお金が戻ります

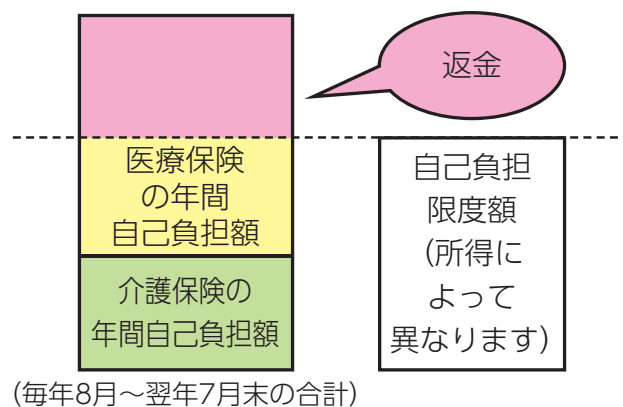
1カ月に利用したサービスの自己負担の合計額が上限を超えた場合は、市からお知らせし、高額介護(介護予防)サービス費として返金します。
一度口座振込の手続きをすると、以後は自動的に返金します。



介護保険の自己負担額と医療保険の自己負担額との年間合計額が限度額を超え るとお金が戻ります

対象となる場合▶

国民健康保険に加入されている人には市からお知らせします。また、後期高齢者医療制度に加入されている人には、後期高齢者医療広域連合からお知らせします。
その他の健康保険加入の人は、医療保険にお尋ねください。



高齢の方
介護保険(自己負担が高額になったとき)・介護支援

高齢者支援

介護支援

介護用品を給付します

介護用品(紙おむつや尿とりパッドなど)を給付します。(限度額制限があります)

対象▶

市内に住所がある65歳以上の要介護4・5の高齢者を在宅で介護している介護者(要介護者が住民税非課税世帯であることが要件)

介護手当支給(在宅寝たきりの場合など)

対象▶

市内に住所がある65歳以上の要介護4・5の高齢者を在宅で介護している介護者(介護者・要介護者ともに住民税非課税世帯であること、市内に引き続き1年以上在住していることが要件)

要件▶

- (1)介護者
 - 介護のため無職であること
 - 常時在宅で介護していること(月16日以上)など
- (2)要介護者
 - 寝たきり・重度の認知症となって6カ月以上経過していること
 - 常時在宅で生活していること(月16日以上)

内容▶

申請後に訪問調査を行い、判定会で支給を認められた人へ、介護手当を支給します。

食の自立支援(配食サービス)

栄養改善が必要な高齢者に弁当を配達し、安否確認を行います。利用者は、判定会で必要性を認められた人です。(自己負担有、宇和・三瓶地区)

対象▶

市内に住所がある65歳以上の単身高齢者または高齢者世帯

徘徊高齢者などSOS登録

徘徊する恐れのある認知症高齢者などを事前に登録し、徘徊発生時に早期発見できるよう、警察・消防などと協力し、徘徊高齢者などの安全確保を行います。

事業に協力いただける事業者は、「あんしんサポーター加盟店」として登録してください。

認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、見守り、支援するため、認知症サポーターを養成しています。
養成講座の開催を希望される場合は、長寿介護課までお問い合わせください。

高齢者あんしんネットワーク

高齢者が日常的に利用したり、立ち寄ったりする商店や事業所、高齢者の自宅やその周辺で接点のある事業者などの協力により、一人暮らしの高齢者などを見守ります。

生活支援

高齢者の予防接種

定期の予防接種として高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌感染症の予防接種を県内の委託医療機関で行っています。

種類	対象者	
インフルエンザ	接種日に65歳以上の人	・接種期間は10月15日～12月31日まで ・予診票は医療機関に設置 ・自己負担金は1,000円 ・生活保護を受給している人は自己負担金を免除(証明書が必要)
肺炎球菌感染症	平成26～30年度の4月から翌年3月末日までに65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人	・接種期間は4月1日～3月31日まで ・対象者には、高齢者定期予防接種記録カードが届きます ・予診票は医療機関にあります ・自己負担金は4,000円 ・生活保護を受給している人は自己負担金を免除(証明書が必要)

※60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能・ヒト免疫不全ウイルスで日常生活が極度に制限される障害がある人(身体障害者手帳1級相当)も対象になります

〈 広告 〉

芝鍼灸治療院

健康保険取扱い可能
(医師の同意が必要)
出張施術行います

施術時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00～13:00	●	●	●	●	●	●	休
14:00～18:00	●	●	●	●	●	×	休

＜予約優先＞第2・4土曜は休み

西予市宇和町卯之町4-626
TEL.0894-62-4231
お気軽にお電話ください

はり・きゅう・マッサージの施術費を助成

満65歳以上または身体障害手帳3級以上の人で住民税非課税世帯に属する人にははり・きゅう・マッサージの助成券を交付します。

内容▶

医療保険適用外の治療に使える1,000円の助成券を1人につき年間24枚(1回の治療につき1枚の使用)交付します。

申請▶

印鑑と保険証など(住所・氏名・年齢が分かるもの)を持参して、長寿介護課または各支所に申請してください。

もしもに備えて、緊急通報体制

一人暮らしの高齢者などへ緊急通報装置を貸与しています。緊急ボタンを押すと、電話回線を通じて緊急通報センターに通報、応答対応します。(自己負担有)

バス利用に助成あります

満70歳以上の人に路線バスの利用助成券を交付します。(他制度で助成を受けている人は除く)

内容▶

回数は年間72回まで(36枚つづりを年間2冊まで交付)

市区域内バス路線で、片道260円以上の運賃の半額を助成。

申請▶

印鑑と保険証など(住所・氏名・年齢が分かるもの)を持参し、長寿介護課、各支所または公民館で申請してください。

※公民館での申請の場合、助成券は後日発行となります

問 長寿介護課

☎ 62-6406

交通が不便な地域の公共交通

問 まちづくり推進課

☎ 62-6403

👉🚗 デマンド乗合タクシー

市内の交通空白地域(バス停から半径500mのバス停利用範囲から外れた地域)で、自宅や指定の場所から目的地(公共施設・病院など)まで、あらかじめ決められた時間帯に、バス並みの運賃で乗り合い(他の利用者を回り、目的地まで移動)することができます。路線バスが運行していない宇和町・野村町・城川町の一部で利用できます。



利用方法

- ・いつ、どこに行きたいか
- ・帰りは何時で、どこから乗るのか

デマンド乗合タクシーを運行する事業者に電話予約して伝えます。

運賃▶

10km100円(宇和地区は5km100円)200円が上限です。

お住まいの地域の路線図、時刻表が必要な人は、まちづくり推進課までお問い合わせください。

👉🚌 生活交通バス

交通空白地域、不便地域の解消を図るため、市が主体的に計画して運送を行う乗合バスです。路線バスが運行していない一部の地域で運行していて、誰でも利用できます。

利用方法

最寄りの生活交通バス停で行き先と時刻表を確認して乗車してください。路線定期運行のため、決まった時刻、場所を運行します。(路線不定期運行の惣川地区河成～大久保線は除く)

運賃▶

10km100円、その後10kmごとに100円の追加。

お住まいの地域の路線図、時刻・料金表が必要な人は、まちづくり推進課までお問い合わせください。

バス・タクシー事業者一覧 P.120

老人保健施設つくし苑

▶ 利用対象者

- 65歳以上で介護が必要な人と40歳以上64歳までの人でアルツハイマー病やパーキンソン病などの指定された15種特定疾患に該当する人。いずれも介護被保険者証をお持ちの人
- 入所は要介護1～5に認定された人
- 短期入所療養介護・通所リハビリテーションは、要支援1,2、または要介護1～5と認定された人

▶ サービス内容

- 通所リハビリテーション(デイケア)
月曜日～土曜日(日曜日はお休み)
- 入所
- 短期入所療養介護(ショートステイ)
- リハビリ



問 西予市野村介護老人保健施設つくし苑(野村病院横)
住 野村町野村9-47-3 ☎ 72-3820 施設見学可

シルバー人材センター

経験・知識・技術を生かしてみませんか。植木剪定(せんてい)、除草作業、軽作業、施設管理などの仕事があります。会員募集中。入会申し込み(仕事の依頼)はセンターへお問い合わせください。



問 一般社団法人 西予市シルバー人材センター
☎・FAX 33-0190